【注意事項】
※制度内容や利用条件等は変更となる場合があります。詳細は各所管課へお問い合わせください。

提供する行政サービス等一覧【山梨県】

（令和８年１１月１１日現在）

No.	行政サービス等の内容	受領証の提示		問合わせ先		備考
		必要	不要	担当課等	電話番号	
1	県営住宅・山梨県特定公共賃貸住宅の入居申込み（世帯としての申込み）	○		住宅対策室 山梨県住宅供給公社 住宅管理課 芙蓉建設株式会社 山梨県営住宅管理センター	055-223-1732 055-237-1656 055-236-8717	申込みの資格や募集団地の詳細は、甲府市内の団地（貢川団地除く）については「芙蓉建設株式会社 山梨県営住宅管理センター」、それ以外の団地については「山梨県住宅供給公社 住宅管理課」へ直接お問い合わせください。
2	県立中央病院における対応	○		山梨県立中央病院	055-253-7111	面会、症状説明等の際に、県が関係性を証明する書類として使用できます。
3	山梨県犯罪被害者等見舞金の支給	○		県民生活支援課	055-223-1352	犯罪被害を受けた方又はそのご遺族に見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）を支給します。
4	山梨県犯罪被害者等支援補助金の交付	○				犯罪被害を受けた方又はそのご遺族に転居被補助金、二次被害防止・軽減対策費補助金を交付します。
5	身体障害者等に対する自動車税の減免		○	税務課	055-223-1386	身体障害者等と住居及び生計を一にする方が運転する場合に対象となります。生計が一であるかは、宣誓の有無に関わらず、市町村の発行する減免資格証明書の提出により判断します。
6	生活保護制度の申請		○	福祉保健総務課	055-223-1443	原則として、同一の住居に居住し、生計も同一の場合には、ひとつの世帯として認定し、生活保護を適用します。 資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等の要件を満たすことが必要です。
7	住居確保給付金の申請		○			原則として、同一の世帯に居住し、生計も同一の場合には、ひとつの世帯とします。 収入や資産、求職活動等の支給要件を満たすことが必要です。申請窓口は「山梨県くらしサポートセンター」となります。
8	ＤＶ相談窓口の利用		○	女性相談支援センター	055-254-8635	生活の本拠を共にする同棲相手等から暴力を受けた場合に相談できます。